イングリッシュキャンプin 阿蘇 プログラム

旅行代金 お1人様

JR熊本駅 JR鹿児島中央駅 発着 JR博多駅 圳 64,900円(税込) 72.200 円 (税込) 70.400 円 (税込) 旅行代金

交通手段 【 各駅·新幹線利用 】 午前 各駅 集合 ~ 熊本駅 ~ 貸切バス~ 国立阿蘇青少年交流の家

宿泊先

国立阿蘇青少年交流の家(最大12名利用、男女別相部屋)

2泊3日

●参加資格:小学3年~小学6年の会員 *保護者、非会員は参加いただけません。

●食 事:朝2回、昼2回、夕2回(昼食はお弁当を含みます)

●添 乗 員:同行いたしません。集合から解散まではイッティージャパンスタッフが同行いたします。

●最少催行人員: 15名(最少催行人員に達しない場合は、開催中止の場合があります。)

申込期間

2023年 6月 10日(土) 11:00 ~ 6月 23日(金) 18:00 まで

1日日 8月19日(土)

各駅集合 14:00 施設到着・オリエンテーション 15:00 English Lesson ① 17:30 夕食 21:00 就 寝

2日目 8月20日(日)

7:30 8:30 English Lesson (2) 11:30 昼食 13:00 散策・アクティビティ 17:30 夕食 18:30 キャンプファイヤー 21:00 就寝

3日目 8月21日(月)

9:00 English Lesson 3 昼食 13:00 帰路へ 午後 各駅到着後、解散

申込方法

専用お申込みフォームから お申込みください。



次元コードの読み取りができない方は 下記のアドレスにアクセスしてください。 https://onl.bz/x3miAdc

【Kicks】2023イン

プ 仮申込フォーム

りする、「受注型企画旅行取引条件説明書 面」を必ずご理解の上、ご参加ください。

▼ 理解した上で申し込みます。

グリッシュキャン

申込期間前に アクセスすると 下の画面になります。

【Kicks】2023イン グリッシュキャン プ 仮申込フォーム 「2023イングリッシュキャンプ 仮申込フォーム」の受付は開始しておりません。

受付に関してご不明点がある場合には、Kicks 事務局までお問い合わせください。

回答のコピーが指定したアドレスにメールで送 信されます。 【ここを押す

必要事項入力後 送信 を押すと仮申込みが完了します。 入力いただいたメールアドレスに内容ご確認メールが 自動送信されますのでご確認ください。

【お申込みにあたっての注意事項】

*申込多数の場合は先着順となります。参加決定者へはWISHより申込書をお送りします。 *先着順受付となりますので、必ずしもご希望のご友人と一緒に参加できるとは限りません。

- *ごきょうだいの場合は1回の仮申込で2名まで申込可能ですが、別々の仮申込となった 場合は受付順でお席確保の結果が決まります。
- *天候により時間やアクティビティー内容が変更になる場合がございます。
- *参加決定の方は旅行中、またはその前後で教室のレッスンがある場合でも、振替レッスン や返金などの対応はいたしかねます。
- *各発着地までは保護者様のご送迎をお願いします。
- *いかなる場合でも旅行参加の権利は譲渡できません。
- *当日、集合時間に遅れる場合は、個人負担にて現地までお越しいただきます。

受注型企画旅行取引条件説明書面

この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。お申し込みいただく前に、 この条件書を必ずお読みください。

1.受注型企画旅行契約

※C生生[三國[1] [4条] 注型企画旅行契約] (以下単に「契約」といいます。)とは、当社がお客さまの依頼により、旅行の目的地及び日程、お客さまが提供を受けるこ ができる運送等サービスの内容並びにお客さまが当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施 とができる運送等サー 契約をいいます。

と、大事30~「2007 (1)当れがお客さまに交付した企画の内容に関し契約を申し込もうとするお客さまは、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に

2. 全球のイルビル (1) 当社が多きさまに交付した企画の内容に関し契約を申し込もうとするお客さまは、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出していただきます。
(2) 当社は 電話 郵便、ファクシ・ジ・パンターネット、電子メールその他の通信手段による契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、お客様は、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます(受付は当社の営業時間内とし、営業時間験で後に着信したファクシ・ジ、電子メール等は、翌営業日の受付となります)。この期間内に申込金のお支払いがない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
(3) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が同しているものとみなします。
(4) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
(5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が運任した構成者を契約責任者が成立に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
(6) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が運任した構成者を契約責任者を決なします。
(7) a. 身体に降がいをお持ちの方も、健康を書している方。と、妊娠中の方、4 棚助が使用者の方々の他の特別産者を必要とする方は、その目 お申し出しください。当社は可能な範囲内これに応じます。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用はお客さまの負担とします。

要する費用はお客さまの負担とします。
3.契約締結の拒否
当社は、次に掲げる場合において、契約の締結に応じないことがあります。
(1)当社の業務上の都合かあるとき。
(3)お客さまが次の①から②のいずれかに該当したとき。
①お客さまが吹の①から③のいずれかに該当したとき。
②お客さまが他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
②お客さまが働か問責、暴力団関係あ、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
③お客さまが過た対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは乗力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
④お客さまが風波を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を設慎し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為行ったとき。

(3)確定書画を交付した場合には、当社が手配し原程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。
7. 旅行代金の類は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください。
(2)利用する運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が書しい経済情勢の変化等に
以り通常規定される程度を大幅に超えて改定された時は、その差額だけ旅行代金を増額し、減額することがあります。当社は、旅行開始日前に金を増額
する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客さまは、旅行開始日前に金 市園科金は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ代金を解します。
3)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約の成立後に当社の責に帰すべき
事由によりず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。
8. 契約内弦の変重

8.契約内容の変更

8、契約内容の変更(2)当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、宮公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客さまにあらかじめ、連やかに当該事由が当社の関手し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日保、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9. 旅行契約の解除

なく契約を解除することができます。 ①旅行契約内容に第12項の表の左欄に例示するような重要な変更が行われたとき。

②旅行代金が増額されたとき。 ③天災地変、戦乱、暴動、選送・宿治機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円 滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。 ④当社がお客さまに対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。 ⑤当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。 ③当松の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。 ③ お客さまは、旅行開始後とおいて、当該お客さまの責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったと又は当社がその旨を告げたときは、(1)の規定にかかからず、企画料金又は取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分になる名となり、第一日に関します。

なりたさらない当社がでいませる。ことができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客さまに払い戻します。
(4) 当社は、次に限りて場合において、お客さまに理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
(4) お客さまが病気、必要な分助者の不在その他の事由により、旅行に耐えらわないと当社が認めるとき。
コ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日をは念からない。
エ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、公認さまず第3項3①から④のいずれかに該当することが判明したとき。
(5) 当社は、次に掲げる場合において、お客さまに理由を説明して、旅行開始後に旅行契約を解除することがあります。
(4) お客さまが病気、必要な分助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。
ロ、お客さまが病気、必要な分助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。
ロ、お客さまが病気を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する場行に関係的企なにより個性所動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を切げるとき。
ハ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって旅行の継続が不可能となったとき。
ホ・客さまが第3項3②から④のいずれかに該当することができなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、政済料、連約料、その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責めに帰すべき事由によるものでないときに限ります。)を差しまれた。

ときに限ります。)を差し引いたものをお客さまに払い戻します。
10.当社が責任
「10.当社が責任
「10.当社が責任
「10.当社が責任
「10.当社が責任
「10.当社が責任
「10.当社が責任
「10.当社が責任
「10.当社が責任
「10.当社が表現
「10.

ときに限り、旅行者1名につき15万円を限度(当社に改恵又は黒人体型スかのかの同日にからないのしています。 11.特別補償
当社はお客さまが当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別
補償規程により、死亡補償金として国内旅行1500万円、入院見舞金として入院日数により国内旅行2万円~20万円・3院尺身毒として通院日数
はより国内旅行1万円~5万円、排行品に係る損害補償金として15万円を限度(たたし、個 又はおけっしての報酬機関度は、10万円です。)として支払います。当該企画旅行日程において、お客さまが当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日(旅行時の標準時によります。)
が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命。身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払いが行われない旨について契約書面に明示したときは、当該日は企画旅行参加中上はいたません。
13、お客さまの責任

が行われない皆について契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。
13.お客さまの責任
(1) お客さまの改良又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。
(2) お客さまの改意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。
(2) お客さまは、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他契約の内容について理解するように努めなければなりません。
(3) お客さまは、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行者・レイスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
(3) 事故等のお申し出について 旅行中に、事故などが生した場合は、直ちに確定書面でお知らせする連絡先にご通知ください。
(6) し、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

70 周人権國和政務以は「2) して

(もじ、並れてもない事情のある場合は、ての事情がなくなり条に近れてことが。) **20.個人情報の取扱いについて** (1)当社は、旅行お申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等(海外の機関等を含む)の手配のた めに利用させていただくほか、必要す範囲内において当該機関等に提供いたします。また、旅行先でのお客さまのお買い物等の便宜のため、お 客さまのお名前、バスポート番号もよび搭乗される航空便等に係る個人情報を電子的方法等で海外・国内免税店等の事業者に提供いたします。 お申込みいただく際には、これらの個人情報の現実に関する方針については、当社のホームページでご確認ください。 (2)上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社のホームページでご確認ください。

2022年9月



旅行企画•実施

◊◊ Wish ウィッシュインターナショナル株式会社 長官登録旅行業1361号(批日本旅行業協会正会員

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-22-2 新宿サンエービル 1 階 TEL/0120-951-932 FAX/03-5330-0585 総合旅行業務取扱管理者 佐野善信

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う取引の責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明に不明な点があれば上記の取扱管理者に ご質問ください。